

大分県報

平成三十年
第三〇四四号
十二月十四日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業の計画の概要の縦覧（二件）……………
 建築基準法第四条第七項の規定に基づく建築主事の所管区域及び建築確認区分の指定の一部改正……………
 建築基準法による道路位置の指定……………

選挙管理委員会告示

大分海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………

監査公表

監査の結果に基づき講じた措置の公表……………

○告示

大分県告示第七百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めるので、同条第七項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業

米水津地区

平三〇・一二・一四から
平三一・一・四まで

佐伯市役所

（区画整理）

大分県告示第七百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めるので、同条第七項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業

南山香地区

平三〇・一二・一四から
平三一・一・四まで

杵築市役所

（区画整理）

大分県告示第七百八号

建築基準法第四条第七項の規定に基づく建築主事の所管区域及び建築確認区分の指定（昭和四十九年大分県告示第四百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

表の土木建築部建築住宅課建築主事の項第五号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第七百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成三十年十二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号

指定位置

指定年月日

道路の幅員

道路の延長

由布市挾間町古野字藤合水一

平成三十年十二月十四日

大分県報（告示）

一

一七三番一、一七六番二、 一七六番三、一七八番三、 一八九番四、一九〇番二、 一九〇番三、一九一番二 大第三〇一 及び一九三番四並びに二 七三番一、一七六番三、 一七八番三、一八九番四、 一九〇番二、一九〇番三 及び一九一番二の各地先里 道並びに一七六番二及び一 七六番三の各地先水路	平三〇・一一・二二 メートル 六・一五 四・〇〇	メートル 一三二・二九
---	-----------------------------------	----------------

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による平成三十年十二月五日現在で大分海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年十二月十四日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
一、五九四人

○監 査 公 表

監査委員公表第631号

平成30年2月22日付け監査第887号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月14日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子

<p>1 平成29年度行政監査の結果（平成30年2月22日付け監査第887号）に基づく措置 (1) 概要 「措置済」12件 「検討中」2件 (2) 措置の状況</p>			
<p>大分県監査委員 元 吉 俊 博 大分県監査委員 馬 場 林</p>	<p>大分県監査委員 元 吉 俊 博 大分県監査委員 馬 場 林</p>	<p>大分県監査委員 元 吉 俊 博 大分県監査委員 馬 場 林</p>	<p>大分県監査委員 元 吉 俊 博 大分県監査委員 馬 場 林</p>
<p>大分県監査委員 首 藤 博 文 大分県監査委員 長 野 恭 子</p>	<p>大分県監査委員 首 藤 博 文 大分県監査委員 長 野 恭 子</p>	<p>大分県監査委員 首 藤 博 文 大分県監査委員 長 野 恭 子</p>	<p>大分県監査委員 首 藤 博 文 大分県監査委員 長 野 恭 子</p>
<p>1 公用車の適正な管理</p>	<p>(現状) 大分県庁用自動車等管理規程及び大分県教育庁用自動車管理規程に基づく安全運転管理者等選任報告について、報告を要する機関から適正な報告がなされているかについて確認を行っていないかった。</p> <p>(改善事項) 報告内容の確認と適切な指導をすること。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>平成30年4月5日付けで安全運転管理者等選任報告書の提出について通知し、全公用車管理機関からの提出を確認した。 また、県全体の安全運転管理者等一覧表を全庁掲示板に掲示し、変更の都度報告するよう周知徹底を図った。 【措置済】</p>
<p>(2) 公用車の点検の実施に係る問題点 ア 日常点検に係るもの</p>	<p>(現状) 道路運送車両法第47条の2に基づく日常点検は、おおむね適正に実施されていたが、大分県庁用自動車等管理規程及び大分県教育庁用自動車管理規程に定める日常点検表による点検は、ほとんどの機関で実施されていないかった。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>物品及び車両管理事務研修会（平成30年5月14日）において、日常点検の実施方法を具体的に示したマニュアルを配布した。 日常点検の実施方法を具体的に示すため、大分県庁用自動車等管理規程を改正し、併せて実施時</p>

	<p>(検討事項) 日常点検の実施方法を具体的に示すことについて検討すること。</p>	<p>教育改革・企画課</p>	<p>期、記録方法を通知した。 【措置済】 日常点検の実施方法を具体的に示すため、大分県教育庁用自動車管理規程を改正し、併せて実施時期、記録方法を通知した。 更に、用度管財課と日常点検の実施方法等について確認し、用度管財課が実施した物品及び車両管理事務研究会（平成30年5月14日）で示されたマニュアル等を教育庁掲示板に掲示した。 【措置済】</p>
<p>イ 定期点検に係るもの</p>	<p>(現状) 道路運送車両法第48条に基づき定期点検の平成28年度の実施状況を見ると、公用車管理機関106機関のうち30機関が一部又は全部の車両の定期点検を実施していなかった。 (改善事項) 適正な定期点検の実施について指導を徹底すること。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>本庁総務担当班総括会議（平成30年4月23日）、物品及び車両管理事務研究会（平成30年5月14日）において車検・定期点検の実施の徹底を周知した。 平成30年4月5日付けで運行報告書の提出について通知し、提出された報告書に基づいて、全車両に係る車検・定期点検一覧表を作成し、5月に</p>
	<p>全庁掲示板に掲示した。 【措置済】</p>	<p>教育改革・企画課</p>	<p>ナ 物品出納員等の定期的な外観上の点検に係る問題点 (現状) 物品出納員等による公用車の定期的な外観上の損傷の有無の点検及び記録は、実地監査を行った公用車管理機関55機関のうち1機関を除いて行われておらず、そのほとんど機関でこの点検について認識されていない。その一方で、複数の機関で車両管理担当者等による点検が実施されていた。</p>
	<p>用度管財課</p>	<p>公用車（集中管理車を除く。）の外観の点検者を管理者とし、庁用自動車等使用簿等に外観上の損傷の有無を記録するよう大分県教育庁用自動車管理規程を改正した。 【措置済】</p>	<p>(検討事項) 物品出納員は、公用車管理に関する事務を担う職員と同一職員であることが多く実質的な効果が望めない。また、本庁の公用車管理機関の中に</p>

	<p>は物品出納員の設置がない機関もあることから、点検者を管理者とするなど大分県庁用自動車等管理規程及び大分県教育庁用自動車管理規程の見直しを検討すること。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>備品管理システムで入力した公用車の車両情報、運行状況を各所属が活用するためには、エクセル表で出力する必要はあるが、現行の備品管理システムでは各所属が直接出力することはできず、用度管財課から情報政策課に出力依頼し、出力されたエクセル表を各所属に配布することになる。このため、各所属がエクセル表を直接作成し活用した方が効率的である。</p>	<p>(5) 鍵の保管に係る問題点</p>	<p>(現状) 用度管財課が管理する集中管理専任車の鍵は、各専任車の運転手に渡されたままで、車庫長が保管場所を把握していない状況であった。</p> <p>(改善事項) 集中管理専任車の鍵の保管場所を定めるとともに、車庫長が鍵の受渡しを行うよう指導を徹底すること。</p> <p>(現状) 一部の機関で、職員の目が届きにくく、人の往来が多い通路付近などの場所で保管している事例が見受けられた。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>車等管理規程の改正を行った。 【措置済】 集中管理専任車の鍵については施錠可能なキーボックスに保管するとともに、出発時、帰庁時に車庫長が鍵の受渡しを行うこととした（平成30年3月）。 【措置済】</p>
<p>(4) 備品管理システムによる車両情報等の管理に係る問題点 イ 車両情報及び運行状況の記録に係るもの</p>	<p>(現状) 実地監査を行った公用車管理機関55機関のうち37機関で車両情報及び運行状況の記録漏れが見受けられた。 また、システムに記録した車両情報等は活用されておらず、運行状況報告は別にエクセル等のソフトで作成しており、重複した事務処理となっていた。</p> <p>(検討事項) 備品管理システムへの運行情報の記録の徹底を図るとともに、備品管理システムを活用して情報収集するなど運行状況報告事務の効率化を検討すること。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>よって、次期備品管理システム改修時に、効率的に情報を活用できるようにシステムを改修することとし、それまでの間は、運行状況については事務が重複することを避けるため、エクセル表による作成・報告に一本化するよう大分県庁用自動</p>	<p>(検討事項) 適正な鍵の管理方法を具体的に示すことについて検討すること。</p>	<p>教育改革・企画課</p>	<p>物品及び車両管理事務研修会（平成30年5月14日）において、鍵の適正な管理の徹底について周知した。 【措置済】 物品及び車両管理事務研修会（平成30年5月14日）で示された「鍵の適正な管理の徹底について」を教育庁掲示板に掲示し、周知を図った。 【措置済】</p>	

<p>3 公用車の更 新及び配置に ついて (3) 公用車の 調達に係る 問題点</p>	<p>(現状) 平成28年度の調達状況を見 ると、総入札台数131台のう ち44台(33.6%)が不落札と なっており、小型貨物自動車 がその多くを占めた。</p> <p>(検討事項) 同じような事例の不落札が 繰り返し発生する事象は合理 性を欠いていることから、適 切な入札が行われるよう要求 機関と情報を共有するなど連 携を図る体制を確立するよう 検討すること。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>入札が不調に終わった 場合は、その原因を分析 して要求機関に情報提供 し、同じような事例の不 落札等が繰り返し発生す ることがないよう仕様書 の見直しを中心に個別具 体的な対策を提案するな ど要求機関との連携強化 を図っていくこととし た。</p> <p>また、不落札の原因が 平成28年11月に日産AD バンがバイナーチェンジ され価格が上昇したこと によるものと判明したた め財政課と情報共有し財 政単価を改定した。 【措置済】</p>	<p>だわることなく、民間活力の 活用を含めた時代に応じた新 しい手法を検討し、経済的、 効率的な公用車の管理運営体 制が確立されるよう期待す る。</p>	<p>教育 改革 ・ 企 画課</p>	<p>公用車に係る予算管理 手法の再考や、民間活力 の活用を含めた新しい管 理手法の検討は、 部局を 横断した対応が必要なこ とから、関係各課と「費 用対効果」、「働き方改 革（公務効率の向上）」 等の観点から総合的に検 討を行っていく。 【検討中】</p>
<p>監査の結果に関 する報告に添え る意見</p>	<p>各部局の事情によって公用 車の管理に関する事務に不均 一な取扱いが発生しないよ う、例えば、公用車の取得・ 維持管理に係る予算要求に関 する事務を特定機関に集約・ 一元化するなどの管理手法が 行なわれることが望ましい。 また、公用車の管理に関す る事務の適正かつ統一的な執 行を確保するためには、既存 の公用車の管理運営体制にこ</p>	<p>用度管財課</p>	<p>公用車に係る予算管理 手法の再考や、民間活力 の活用を含めた新しい管 理手法の検討は、部局を 横断した対応（予算・組 織等）が必要なことか ら、関係各課と「費用対 効果」、「働き方改革 （公務効率の向上）」等 の観点から総合的に検 討を行っていく。 【検討中】</p>			